

実績評価の実施に当たって

## 1 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること

国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること

国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること  
を目指しています。

これまで金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価に関しては、昨年 12 月、平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）を対象とする実績評価書を初めて作成・公表しました。今回は、これに引き続き、平成 14 年度（14 年 7 月～15 年 6 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>）

## 2 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成 14 事務年度における実績評価の実施に当たっては、昨年に引き続き、法律において示されている政策や業務の必要性（目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか）、有効性（業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか）、効率性（業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか）の観点から評価を行うこととしました。

（注）金融庁における「事務年度」とは 7 月から翌年 6 月までの期間です。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

### 政策の目標

年度当初に設定した政策目標の内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

### 現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

### 事務運営についての報告及び評価

平成 14 事務年度において政策の達成に向けて行った業務（取組み）内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果（アウトカム）につ

いて分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

なお、端的な結論の記述に当たっては、以下の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

当該政策に係る端的な結論の基本類型		
14 事務年度で政策の主な施策が終了するもの		政策は達成された。
		政策は達成されなかった。
15 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
現時点では成果の発現は予定されていないが、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。		

学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

なお、政策評価の結果がより予算の作成に活用されるよう、実績評価書の公表を早期に行うこととしました。

### 3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

昨年に引き続き、有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成15年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

また、有識者会議メンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わる意見も含め、主に以下のようなご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

金融行政に関わる最近の事例のなかには、簡単には国民が理解しにくい問題もあるように思われる。金融庁の果たす説明責任は益々重要であり、しっかり取り組んでもらいたい。

政策目標として「利用者保護」が挙げられているが、ここでいう保護は自己責任を損ねるものではない。その点について理解を求めていくべきである。

今後の金融行政に当たっては、日本の金融業の収益力や国際競争力をいかに向上させるかという観点も含めて検討してもらいたい。

企業再生については、政府全体として現在様々な取り組みが行われており、将来的にはそれらに対する評価も行っていく必要がある。

金融庁の行う行政処分については、事前防止、再発防止といった観点から活かされるべきである。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価の参考とさせていただきました。なお、各政策の今後の評価に向けての意見については、各政策の評価結果の「7. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入</li> <li>「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定</li> </ul>	
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号）</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定）</li> </ul>	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日）</li> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（平成13事務年度の実績評価）を実施、評価結果の公表（14年12月26日）</li> </ul>
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告）</li> </ul>	
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）</li> </ul>

( 参考資料 2 )

## 政策評価に関する有識者会議メンバー

平成 15 年 8 月 1 日現在

	翁	百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
座 長	片 田	哲 也	(株)小松製作所相談役特別顧問
	神 作	裕 之	学習院大学法学部教授
	関	哲 夫	新日本製鐵(株)常任顧問
	田 辺	国 昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富 田	俊 基	(株)野村総合研究所研究理事
	吉 野	直 行	慶應義塾大学経済学部教授

[ 計 7 名 ]

( 敬称略・五十音順 )